

# 平成30年度 保育所（園）・認定こども園（保育所部分）について



保育所（園）・認定こども園（保育所部分）へ入所できる基準、市内の保育所等、保育料についてご案内します。申し込み手続きの前に次の内容をご確認ください。

	家庭以外の保育を必要としない	家庭以外の保育を必要とする
3～5歳児	【1号認定】 認定こども園（幼稚園部分）	【2号認定】 保育所 認定こども園（保育所部分）
0～2歳児		【3号認定】 保育所 認定こども園（保育所部分）

## 保育所等へ入所（園）できる基準

- 保育所（園）・認定こども園（保育所部分）へ入所（園）できる児童は、各務原市に住民登録がされており、その家族が次のいずれかに該当し、保育が必要な家庭であること。
- 居宅外労働…居宅外で労働することを常態としていること。（1日4時間以上16日以上）
  - 居宅内労働…居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
  - 母親の出産…妊娠中又は出産後間がないこと。（産前産後8週間）
  - 病気等…疾病、負傷、または精神や身体に障がい等を有していること。
  - 同居親族の介護…長期にわたり疾病の状態にある又は精神や身体に障がい等を有する同居の親族を常時介護していること。
  - 就職活動…就職活動を継続的に行っていること（申込み後定められた期間）。
  - 就学…学校または職業訓練校に在学していること。
  - 災害…震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

保育所（園）	所在地	利用定員	川島地区以外【平日】 8:30～16:30	
			川島地区	【平日】 8:00～16:00
那加保育所	那加手力町62 ☎ 382-0024	120	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:30	一時
雄飛ヶ丘保育園	那加雄飛ヶ丘町132-1 ☎ 383-5411	100	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:30	一時
那加中央保育所	那加東重町1 ☎ 383-1866	210	平日・土曜 7:30～19:00	一時
尾崎保育所	尾崎北町2-38 ☎ 389-0063	110	平日・土曜 8:00～18:00	
更木保育園	小佐野町3-201 ☎ 382-2339	90	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:30	一時
中屋保育所	下中屋町3-158 ☎ 382-1738	50	平日・土曜 8:00～18:00	
鵜沼中保育所	鵜沼西町4-179 ☎ 384-0201	130	平日 7:30～19:30 土曜 7:30～13:30	一時
鵜沼東保育所	鵜沼東町3-295 ☎ 384-1511	100	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:30	一時
鵜沼西保育所	鵜沼各務原町8-7-5 ☎ 384-0321	189	平日・土曜 7:30～19:00	
蘇原西保育園	蘇原村南町2-33 ☎ 389-0064	90	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:30	
蘇原南保育所	蘇原六軒町4-6-4 ☎ 382-3094	110	平日 7:30～19:30 土曜 7:30～13:30	一時
蘇原保育所	蘇原青雲町3-14 ☎ 382-0932	190	平日・土曜 7:30～19:00	一時（日・祝）

## 認定こども園（保育所型）

認定こども園 前宮保育園	前渡西町1415 ☎ 386-9402	95	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:30	一時
川島東こども園	川島河田町473-35 ☎ 89-2779	250	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:00	一時
新生こどもえん 旧：新生保育園	蘇原新生町1-23 ☎ 389-3568	90	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:30	一時

## 認定こども園（幼稚園型）

認定こども園 だいち	各務西町5-189 ☎ 370-4311	150	平日 7:30～19:00 土曜 休み	
認定こども園 ひよ幼稚園	那加新田町1-80-1 ☎ 389-0561	259	平日 7:30～18:30 土曜 休み	

## 認定こども園（幼保連携型）

かわしま育ちの庭 旧：川島保育園	川島松原町234-2 ☎ 89-2564	120	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:00	一時
かわしま学びの庭 旧：かわしま幼稚園	川島松原町274 ☎ 89-2262	140	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:00	
認定こども園 各務保育園	各務おがせ町4-128-1 ☎ 384-0721	75	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～13:30	一時

\* 保育所（園）・認定こども園（保育所型、幼保連携型）での保育年齢は原則生後5月7日～

認定こども園（幼稚園型）での保育年齢は原則生後10月7日～

\* 定員、保育時間等については変更する場合があります。

\* 一時預かり……保護者の勤務や疾病、リフレッシュなどの私的理由で一時的（原則週3日以内）に保育所等を利用。

原則、各務原市に住民登録がされているお子さんが対象。蘇原保育所の日、祝日も利用可。

(注)一時預かりは各務原市子育て支援課で事前登録が必要です。（定められた別途料金がかかります。）

## 保育料

保護者の皆様に毎月納めていただく保育料は『児童の年齢（4月1日時点の満年齢）』、父母およびそれ以外の扶養義務者【祖父母など家計の主宰者（おもに生計を維持する者）である場合に限り】の『当該年度の市区町村民税額の合計額』に応じて階層を決定します。  
\* 2歳児クラスで3歳の誕生日がきても保育料に変更はありません。  
平成30年4月分～平成30年8月分…平成29年度市区町村民税額で算定  
平成30年9月分～平成31年3月分…平成30年度市区町村民税額で算定  
なお、市区町村民税額は、調整控除を除く税額控除（配当控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除など）を加算した額により算定します。

## 平成29年度 各務原市保育料（参考）

### ①1号認定（認定こども園（教育認定））

階層区分	各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		月額保育料 （単位：円）
	国	市	
1	A	生活保護世帯等	0
2	B0	A階層を除き、当該年度の市区町村民税非課税世帯（19等割のみ課税世帯を含む）	0
	B1	上記以外の世帯 第2子以降 ①	3,000 0
3	C0	A階層を除き、当該年度の市区町村民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	3,000
	C1	所得割課税額77,100円以下 所得割課税額77,100円以上 211,200円以下	0 9,200
4	D	所得割課税額77,101円以上 211,200円以下	17,100
5	E	所得割課税額211,201円以上	20,000



\* 多子軽減の内容（1号認定）  
同一世帯の小学校3年生までのこどもの中で、2人目のこどもが1号認定を受けている場合は半額、3人目以降については無料とします。

### ②・3号認定（保育所（園）・認定こども園（保育認定））

階層区分	各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		月額保育料（単位：円）					
	国	市	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
定義			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
2	B0	A階層を除き、当該年度の市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	B1	上記以外の世帯 第2子以降 ①	6,800	6,600	4,500	4,400	4,300	4,200
3	C0	A階層を除き、当該年度の市区町村民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	6,800	6,600	4,500	4,400	4,300	4,200
	C1	所得割課税額48,600円未満 所得割課税額48,600円以上 71,600円未満	0	0	0	0	0	0
4	D1-O	所得割課税額71,600円以上 77,100円以下であり、かつひとり親世帯及び在宅障害者のいる世帯等 ②	6,800	6,600	4,500	4,400	4,300	4,200
	D2-O	所得割課税額71,600円以上 97,000円未満	21,800	21,400	19,500	19,100	19,300	18,900
5	D3	所得割課税額97,000円以上 132,000円未満	34,700	34,100	26,900	26,400	25,700	24,200
	D4	所得割課税額132,000円以上 169,000円未満	41,400	40,600	26,900	26,400	25,700	24,200
6	D5	所得割課税額169,000円以上 235,000円未満	48,200	47,300	28,300	27,800	26,100	24,500
	D6	所得割課税額235,000円以上 301,000円未満	54,900	53,900	28,300	27,800	26,100	24,500
7	D7	所得割課税額301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900	29,900	29,300	26,500	24,900
	D8	所得割課税額397,000円以上	70,200	69,000	32,000	29,700	27,000	25,000

### \* 多子軽減の内容（2号・3号認定）

○同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所（園）・認定こども園に入所している場合、第1子はこの表に定める保育料の額、第2子はこの表に定める保育料の半額、第3子からは無料です。また、入所児童の兄・姉が就学前児童で幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、障害児通園施設、もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う場合又は障害児通所施設を利用する場合も保育所児童に対して同様の軽減があります。（保育所（園）・認定こども園以外に通所（園）している場合は毎年4月に申請が必要。）

### \* 平成28年度からの軽減内容（国および県の軽減措置）

○所得割課税額77,100円以下（1号認定）、所得割課税額57,700円未満（2・3号認定）の階層（世帯年収約360万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化（国軽減）  
○所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を第1子半額、第2子以降無償化（国軽減）  
○所得割課税額97,000円未満の階層（世帯年収約470万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を18歳まで引き上げ、第3子以降無償化（県軽減）

### \* 平成29年度からの新しい軽減内容（すべて国の軽減措置）

①市町村民税非課税世帯（B1階層）の第2子の無償化  
②所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を市町村民税非課税世帯（B1階層）並みに軽減  
③所得割課税額77,100円以下の階層（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を軽減（1号認定のみ）  
※婚姻歴の無いひとり親家庭については、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。対象の方はご相談下さい。

各務原市役所 健康福祉部 子育て支援課 幼保支援係  
TEL (058) 383-1154 直通